

学校感染症による出席停止について

下記の感染症に罹患した場合、本人の十分な休養及び他生徒への感染防止のため、学校保健安全法により「出席停止」となります。出席停止期間中は欠席扱いになりません。

治癒後登校する際は、『登校許可証』を担任に提出してください。医療機関の書式・診断書でも構いません。

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準 (学校保健安全法施行規則第18条)

分類	病気の種類	出席停止の期間
第一種 感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘瘡 南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、 急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候 群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ ※重症急性呼吸器症候群は病原体がベータコロナウイ ルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。 ※中東呼吸器症候群は病原体がベータコロナウイルス 属MERSコロナウイルスであるものに限る。 ※特定鳥インフルエンザの病原体の血清亜型は現時点 でH5N1及びH7N9。	治癒するまで
第二種 感染症	インフルエンザ ※特定鳥インフルエンザを除く	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過 するまで（発症した日・解熱した日をそれぞれ0 日目として数える）
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗 菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹（はしか）	解熱後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで
	水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで
第三種 感染症	髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出 血性結膜炎、その他の感染症	病状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで
	（条件によっては出席停止の措置が考えられる疾患）	
	溶連菌感染症、ウィルス性肝炎、手足口病 伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感 染症、 感染性胃腸炎 など	全身状態が悪い等、医師の判断で出席停止を要す る場合など

※通常、出席停止の措置は必要ないと考えられる感染症の例

アタマジラミ、伝染性軟属種（水いぼ）、伝染性膿痂疹（とびひ）